

平成19年8月13日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番1号
日本オラクル株式会社
代表取締役社長 新宅正明

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成19年8月28日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

議決権行使サイト (<http://www.evotet.jp/>) において、上記の行使期限までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。その際は、3頁から4頁に記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年8月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町1番2号
グランドプリンスホテル赤坂（旧 赤坂プリンスホテル）
五色2階 五色の間

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項 第22期（平成18年6月1日から平成19年5月31日まで）事業
報告、ならびに計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 利益準備金減少の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役2名選任の件
第6号議案 従業員に新株予約権を割り当てる件

4. 議決権の行使等に関する事項

（次頁【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】
をご参照ください。）

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、計算書類ならびに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する事
情が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.oracle.co.jp/corp/IR/index.html>）に掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ※）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までの間は取り扱いを停止いたします。）
※「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のためSSL（暗号化）通信および携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は平成19年8月28日（火）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
- (1) 書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数回の議決権行使（やり直し）が可能ですが、この場合は最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はポケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
5. 招集ご通知の受領方法について
- ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

<p>システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話 0120-173-027（受付時間9：00～21：00、通話料無料）</p>
--

(提供書面)

事業報告

(平成18年6月1日から
平成19年5月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、企業収益の改善による設備投資の増加や、雇用環境の改善等により、緩やかな景気拡大基調が続きました。

当社はこのような経営環境の中、更なる成長を実現するために、製品カテゴリ毎の組織編制による営業力の強化に継続的に取り組むとともに、顧客カバレッジの拡大ならびにパートナービジネスの拡充を図り、顧客のニーズに合った製品やサービスを提案する体制を整えてまいりました。

平成18年6月には、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社と相互に販売許諾契約を締結し、米国オラクル・コーポレーションが買収した企業の製品（以下「買収製品」という）を含めて拡大した製品群を適時に提供する体制を整えました。また、平成19年2月には、「Oracle E-Business Suite Release 12」をはじめとするビジネス・アプリケーション部門の主要製品群の最新版を、世界6大陸において開催したイベント「Applications Unlimited」において発表しました。このほか、新しい注力分野であるミドルウェアとアプリケーションの売上高を大幅に伸ばしました。

このような経営活動の結果、当期の売上高は1,007億67百万円（前期比92億3百万円、10.1%増）、経常利益は371億90百万円（前期比49億83百万円、15.5%増）、当期純利益は221億34百万円（前期比31億46百万円、16.6%増）となり、売上高、経常利益、当期純利益はそれぞれ過去最高となりました。

各部門別の営業の概況は次のとおりであります。

① ソフトウェア関連

(i) データベース・テクノロジー

当部門においては、既存システムのインフラ統合、エンタープライズ・アーキテクチャ構築ならびにメインフレームからオープンシステムへの移行といった顧客のシステム投資の動きを受けて、基盤システムのグリッド化が進んでおります。これにより、収益基盤であるデータベース製品に加え、オプション製品において強い需要がありました。

また、日本版SOX法に対応するためのセキュリティ強化やコンプライアンスを目的としたシステム構築の重要性の高まりを受け、ID管理製品をはじめ、成長基盤として注力しているフュージョン・ミドルウェア製品の販売が急拡大しました。

これらの結果、売上高は420億84百万円（前期比10億23百万円、2.5%増）となりました。

(ii) ビジネス・アプリケーション

当部門においては、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社と相互に販売許諾契約を締結したことにより、製品ならびにソリューションが大幅に拡大したことに加え、組織改編や人員の強化によって営業力、ソリューション提案力が向上し、大型案件の獲得が加速しました。

また、パートナー企業と連携して、オラクルのアプリケーション製品に精通した技術者数を大幅に増やすことで、顧客への導入体制を強化する施策も開始し、競争力の向上にも努めてまいりました。

これらの結果、売上高は53億71百万円（前期比20億76百万円、63.0%増）と急拡大しました。

(iii) アップデート&プロダクト・サポート

当部門においては、ソフトウェアプロダクトの販売増加に加え、顧客にとって競争力強化に欠かせない情報システムの保守・運用についての意識の高まりや、当社の製品サポートサービスへの信頼、満足度の向上により、高いサポート契約率ならびに更新率を維持しました。

これらの結果、当部門の売上高は425億25百万円（前期比41億59百万円、10.8%増）と堅調に推移しました。

以上により、データベース・テクノロジー部門とビジネス・アプリケーション部門を合計したソフトウェアプロダクト売上に、関連するアップデート&プロダクト・サポート部門の売上を加えたソフトウェア関連部門の売上高は899億81百万円（前期比72億59百万円、8.8%増）と過去最高となりました。

② サービス

(i) アドバンスト・サポート

当部門においては、特に顧客のミッション・クリティカルなシステムにおいて当社技術者が遠隔地より24時間365日の保守・運用を行うことで、より付加価値の高いサポートを提供することができる「Oracle On Demand」や、通常の製品サポートのレベルにとどまらず、それぞれの顧客に合わせたより先進的なサポートサービスを提供する「Advanced Customer Services」の双方のサービスにおいて、強い需要が続いており、それに対応するための人員拡充、体制強化を進めてまいりました。

これらの結果、売上高は14億67百万円（前期比2億88百万円、24.5%増）と大幅に伸びました。

(ii) エデュケーションサービス

当部門においては、ソフトウェアプロダクトの販売が堅調なこと、景気の回復に伴い企業の雇用が拡大し、新入社員や中途社員等に対するIT技術研修の需要が拡大したこと、また新しい製品やソリューションに対応するための技術者育成に対する旺盛な研修需要が続いていることから、パートナー企業や顧客に対する研修サービスの提供が拡大を続けております。

これらの結果、売上高は21億13百万円（前期比1億37百万円、7.0%増）となりました。

(iii) コンサルティングサービス

当部門においては、テクノロジーコンサルティング分野では、顧客企業のシステム基盤整備ならびにシステム安定稼働に向けた技術支援サービスに加え、買収製品の導入に関連したテクノロジーコンサルティングサービスが増加しました。

アプリケーションコンサルティング分野では、大規模プロジェクトのコンサルティングサービスの需要が拡大し、大型案件を順調に獲得しました。

これらの結果、売上高は72億5百万円（前期比15億17百万円、26.7%増）と大幅に伸びました。

以上により、サービス部門の売上高は107億86百万円（前期比19億44百万円、22.0%増）となりました。

各部門別の売上高は次のとおりとなっております。

区 分	第 21 期 平成18年 5 月期		第 22 期 平成19年 5 月期		
	金額	構成比	金額	構成比	対前期比
	百万円	%	百万円	%	%
データベース・テクノロジー	41,060	44.8	42,084	41.8	2.5
ビジネス・アプリケーション	3,294	3.6	5,371	5.3	63.0
ソフトウェアプロダクト 小計	44,355	48.4	47,455	47.1	7.0
アップデート&プロダクト・サポート	38,366	41.9	42,525	42.2	10.8
ソフトウェア関連計	82,721	90.3	89,981	89.3	8.8
アドバンスト・サポート	1,178	1.3	1,467	1.5	24.5
エデュケーションサービス	1,976	2.2	2,113	2.1	7.0
コンサルティングサービス	5,687	6.2	7,205	7.2	26.7
サ ー ビ ス 計	8,842	9.7	10,786	10.7	22.0
合計	91,564	100.0	100,767	100.0	10.1

(注) 金額は単位未満を切り捨て、構成比ならびに対前期比は単位未満を四捨五入で表示しております。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は84億40百万円であります。その主なものはコンピュータ機器類の購入によるもの3億3百万円、および本社ビル取得のための中間金等78億46百万円であります。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得および差入保証金の支払を含んでおります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

① オラクル・グループのリソースの有効活用

世界でも有数の規模を誇るオラクル・グループの充実した製品ラインナップ、人的資源、その他の経営資源を有効に活用することにより、製品を迅速かつ円滑に市場に投入し、事業の更なる拡大を図ってまいります。

② パートナー企業との連携強化

当社は、パートナー企業を経由した間接販売に注力しているため、パートナー企業との連携および良好な関係の継続が必要となります。このビジネスモデルを継続するため、引き続きパートナー企業との安定的信頼関係を持続しつつ、協業体制を強化し、新たなビジネスを展開してまいります。

③ 優秀な人材の確保および育成

企業の雇用改善に伴い、優秀な人材の確保が困難になりつつあります。当社の経営戦略を実現させるためには、その戦略を実行できる高い能力を持つ人材の確保および育成は必要不可欠であり、重要な経営課題であると認識しております。当社は、今後も継続的な成長を実現するため、引き続き人材採用体制を強化し、優秀な人材の確保に取り組むとともに、充実した研修制度のもと、人材の育成に積極的に努めてまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分	第19期 平成16年5月期	第20期 平成17年5月期	第21期 平成18年5月期	第22期 (当事業年度) 平成19年5月期
売上高(百万円)	82,858	83,209	91,564	100,767
経常利益(百万円)	27,784	28,797	32,206	37,190
当期純利益(百万円)	16,032	16,989	18,988	22,134
1株当たり 当期純利益(円)	125.20	133.51	149.51	174.24
総資産(百万円)	111,984	107,049	110,917	116,839
純資産(百万円)	79,666	77,468	78,714	81,463
1株当たり 純資産額(円)	626.81	609.77	619.72	640.67

- (注) 1. 第20期については、コンサルティングサービスにおける事業構造改革の継続と、インダストリー毎の組織再編等による顧客カバレッジの拡大およびパートナービジネスの拡充等の結果、第19期に比べ、売上高、経常利益ならびに当期純利益が増加しました。
2. 第21期については、製品営業の専門化と事業運営の効率化にポイントを置いた組織改編が奏効し、これまでの収益基盤を維持しながら新たな成長を加速させる経営活動の結果、第20期に比べ、売上高、経常利益ならびに当期純利益が増加しました。
3. 第22期については、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、オラクル・ジャパン・ホールディング・インク（米国カリフォルニア州）であり、当社の議決権の75.2%（株式数94,967千株）を保有しております。なお、同社はオラクル・コーポレーション（米国カリフォルニア州）の子会社であります。

当社は、オラクル・インターナショナル・コーポレーション（オラクル・コーポレーションの知的財産の保有・管理を行うオラクル・コーポレーションの子会社。米国カリフォルニア州）と締結している販売代理店契約に基づき、オラクル・コーポレーションが開発するソフトウェアプロダクトの供給を受け、日本国内の顧客向けに販売し、その売上の一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーションに支払っております。

② 重要な子会社の状況

子会社として、Linuxオペレーティング・システムおよび関連製品・サービスの開発・販売等を行う、ミラクル・リナックス株式会社（平成12年6月設立、資本金4億円、当社出資比率50.5%）があります。平成19年5月期の同社の売上高は6億45百万円、税引前当期純利益は52百万円ですが、同社の売上高、総資産額等からみて連結の範囲から除いても当社の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度であることから、連結計算書類は作成しておりません。

(11) 主要な事業内容

当社は、リレーショナルデータベース管理システム、ミドルウェア、およびビジネス・アプリケーション等のソフトウェアの販売、当該ソフトウェアを利用した各種システムやアプリケーション開発、管理用ソフトウェアの販売ならびにこれらソフトウェアプロダクトの利用を支援するための各種サービスの提供を行っており、各事業の内容は次のとおりであります。

平成19年5月31日現在

部 門	事業内容
データベース・テクノロジー	リレーショナルデータベース管理システム「Oracle Database 10g」、ミドルウェア「Oracle Application Server 10g」、コラボレーション製品「Oracle Collaboration Suite」等のソフトウェアの販売ならびに当該ソフトウェアを利用したシステムやアプリケーション開発を行うための開発用ソフトウェアおよび管理用ソフトウェアの販売
ビジネス・アプリケーション	ビジネス・アプリケーション「E-Business Suite 11i.10」等の販売ならびに日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社のソフトウェア製品群の販売
アップデート&プロダクト・サポート	ソフトウェアプロダクトの更新権の提供、一般的な製品サポート、ならびに潜在的な問題の事前回避を可能とする技術情報の提供
アドバンスト・サポート	顧客企業のニーズに応じたアウトソーシングサービスなどの高付加価値サービスの提供
エデュケーションサービス	技術資格の認定、システム技術者およびエンドユーザー向けのソフトウェアプロダクトの研修の実施
コンサルティングサービス	ユーザーのシステム構築に関する支援のための各種コンサルティングサービスの提供

(12) 主要な事業所

平成19年5月31日現在

本	社	東京都千代田区紀尾井町4番1号
支	社	北海道支社（札幌市中央区）、東北支社（仙台市青葉区）、中部支社（名古屋市中区）、関西支社（大阪市北区）、西部支社（福岡市中央区）
支	店	北陸支店（石川県金沢市）、中国・四国支店（広島市中区）、沖縄支店（沖縄県那覇市）
研 修 セ ン タ ー		トレーニングキャンパス渋谷（東京都渋谷区）、トレーニングキャンパス大阪（大阪市北区）、トレーニングキャンパス福岡（福岡市中央区）
オ フ ィ ス		用賀オフィス（東京都世田谷区）、北青山オフィス（東京都港区）、豊田オフィス（愛知県豊田市）

(注) 平成19年6月1日付で、西部支社を九州支社に名称変更しております。

(13) 従業員の状況

平成19年5月31日現在

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
1,712名	182名増	35.7歳	5.7年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、他社への出向社員（7名）を含まず、また、他社からの出向社員（25名）、嘱託社員（1名）を含んでおります。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

平成19年5月31日現在

- (1) 発行可能株式総数 511,584,909株
 (2) 発行済株式の総数 127,052,471株（うち自己株式数1,790株）
 (3) 株主数 48,321名（前事業年度末比309名減少）
 (4) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主

株主名	持株数（千株）
オラクル・ジャパン・ホールディング・インク 常任代理人 日興コーディアル証券株式会社	94,967

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 会社社員の保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成19年5月31日現在

① 取締役（社外役員を除く）の保有する新株予約権等

発行日	新株予約権等の数 (注) 1	目的となる株式の種類および数	保有者数	払込金額	行使に際して出資される財産の価格	行使期間
平成11年10月1日	264個 (注) 2	普通株式 26,400株	3名	無償	11,132円	平成13年10月1日から平成21年8月25日まで
平成12年10月1日	325個 (注) 2	普通株式 32,500株	3名		28,205円	平成14年10月1日から平成22年8月24日まで
平成13年10月1日	275個 (注) 2	普通株式 27,500株	3名		11,780円	平成15年10月1日から平成23年8月23日まで
平成14年10月1日	400個	普通株式 40,000株	3名		3,870円	平成16年10月1日から平成24年8月21日まで
平成15年10月1日	115個	普通株式 11,500株	2名		5,931円	平成17年10月1日から平成25年8月21日まで
平成16年10月1日	200個	普通株式 20,000株	2名		5,583円	平成18年10月1日から平成26年8月25日まで
平成17年10月1日	100個	普通株式 10,000株	1名		5,000円	平成19年10月1日から平成27年8月24日まで
平成19年1月9日	280個	普通株式 28,000株	3名		1,782円	5,610円

(注) 1. 新株予約権等1個につき付与される普通株式の数は100株であります。

2. 当該新株予約権等は、旧商法第280条ノ19第1項に定める新株引受権であります。

② 社外取締役（社外役員に限る）の保有する新株予約権等
該当事項はありません。

③ 監査役の保有する新株予約権等

発行日	新株予約権等の数 (注) 1	目的となる株式の種類および数	保有者数	払込金額	行使に際して出資される財産の価格	行使期間
平成11年 10月1日	9個 (注) 2	普通株式 900株	1名	無償	11,132円	平成13年10月1日から 平成21年8月25日まで
平成12年 10月1日	4個 (注) 2	普通株式 400株	1名		28,205円	平成14年10月1日から 平成22年8月24日まで

- (注) 1. 新株予約権等1個につき付与される普通株式の数は100株であります。
2. 当該新株予約権等は、旧商法第280条ノ19第1項に定める新株引受権であります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付された新株予約権の状況

平成18年8月29日開催の第21回定時株主総会決議および平成18年12月21日取締役会決議に基づき、当社従業員に対し次のとおり新株予約権を発行しております。

- ① 新株予約権の数
2,836個（新株予約権1個につき普通株式100株）
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 283,600株
- ③ 新株予約権の割当を受けた者の数
当社従業員 1,135名
- ④ 新株予約権の払込金額
無償
- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
5,490円
- ⑥ 新株予約権を行使することができる期間
平成20年12月25日から平成28年8月29日まで

⑦ 行使の条件

- (i) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (ii) 新株予約権の割当を受けた者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - (a) 平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (b) 平成22年12月25日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (iii) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部につき譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。
- (iv) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

平成19年5月31日現在

地位	氏名	担当または他の法人等の代表状況等
代表取締役	新宅正明	社長 最高経営責任者 オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント
取締役	東裕二	事業戦略担当 兼 アプリケーション事業担当 兼 コンサルティングサービス担当 兼 人事担当 副社長執行役員 コンサルティングサービス統括本部長 兼 人事本部長
取締役	保科実	システム事業担当 常務執行役員 システム営業統括本部長 兼 グローバルアライアンス戦略本部長
取締役	松岡繁	ファイナンス担当 兼 IT・総務担当 常務執行役員 最高財務責任者 ファイナンス本部長
取締役	デレク・エイチ・ウィリアムズ	オラクル・コーポレーション チェアマン アンド エグゼクティブ・バイス・プレジデント アジア・パシフィック アンド ジャパン
取締役	ジョン・エル・ホール	オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント オラクル・ユニバーシティ
取締役	エリック・アール・ボール	オラクル・コーポレーション バイス・プレジデント トレジャラー
監査役(常勤)	所芳正	
監査役	中森真紀子	公認会計士
監査役	野間自子	弁護士

- (注) 1. 当社は執行役員制度を導入しており、代表取締役 新宅 正明、取締役 東裕二、保科 実、松岡 繁の各氏は執行役員を兼務しております。
2. 取締役 デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホールおよびエリック・アール・ボールの各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 中森 真紀子および野間 自子の各氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 所 芳正氏は、税理士の資格を有し、かつ当社の経理部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 中森 真紀子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 平成19年6月1日付で取締役の担当の変更がありました。

新	旧	氏名
取締役 システム事業担当 常務執行役員 アライアンス営業統括本部長 兼 グローバルアライアンス営業本部長	取締役 システム事業担当 常務執行役員 システム営業統括本部長 兼 グローバルアライアンス戦略本部長	保 科 実

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人員	金額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	212百万円 (一百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	29百万円 (12百万円)
計	10名 (5名)	242百万円 (12百万円)

- (注) 1. 平成18年8月29日開催の第21回定時株主総会において、取締役の報酬額として年額1億50百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、また別枠で取締役の賞与として年額1億50百万円以内、ストックオプション報酬額として年額50百万円(新株予約権の払込みに充てる金額)以内と決議いただいております。
2. 平成18年8月29日開催の第21回定時株主総会において、監査役の報酬額として年間40百万円以内と決議いただいております。
3. 上記金額には、当事業年度に係る役員賞与の支払に対する引当金繰入額(取締役4名に対し72百万円)が含まれております。
4. 上記金額には、社内取締役3名に対して付与したストックオプションのうち、当事業年度の職務執行部分に対応する金額5百万円を含んでおります。
5. 役員退職慰労金制度はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等との兼任状況および他の会社の社外役員の兼任状況

区分	氏名	兼任する他の会社名	兼任の内容
取締役	デレク・エイチ・ウィリアムズ	オラクル・コーポレーション (注)	チェアマン アンド エグゼクティブ・バイス・プレジデント アジア・パシフィック アンド ジャパン
取締役	ジョン・エル・ホール	オラクル・コーポレーション (注)	シニア・バイス・プレジデント オラクル・ユニバーシティ
取締役	エリック・アール・ポール	オラクル・コーポレーション (注)	バイス・プレジデント トレジャラー
監査役	中 森 真紀子	株式会社アイスタイル	監査役
監査役	野 間 自 子	株式会社井上ビジネス コンサルティング 日本コンピュータシステム株式会社 アイビーモバイル株式会社	監査役

(注) オラクル・コーポレーションは、当社の実質的な親会社であります。当社と同社との関係につきましては「1. 会社の現況に関する事項 (10) 重要な親会社および子会社の状況 ①親会社との関係」をご参照ください。

② 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会および監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会 (13回開催)	監査役会 (16回開催)
		出席回数	出席回数
取締役	デレク・エイチ・ウィリアムズ	13回	—
取締役	ジョン・エル・ホール	13回	—
取締役	エリック・アール・ポール	9回	—
監査役	中 森 真紀子	13回	16回
監査役	野 間 自 子	13回	16回

(ii) 取締役会における発言状況

- (a) 取締役 デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホールおよびエリック・アール・ボールの各氏は、当社の提供する製品・サービスに精通した立場から、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を適宜行っております。
- (b) 監査役 中森 真紀子氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、その他必要な発言を適宜行っております。
- (c) 監査役 野間 自子氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、その他必要な発言を適宜行っております。

(iii) 監査役会における発言状況

監査役 中森 真紀子氏は、公認会計士としての専門的見地から、監査役野間 自子氏は弁護士としての専門的見地から、それぞれ議案審議等に必要発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、社外取締役については2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額、社外監査役については1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

④ 当社の親会社または親会社の子会社から当事業年度において受けた役員としての報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合等、その必要があると判断したときは、会社法第344条に基づく監査役会の同意を得た上で、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。また、監査役会から請求があった場合で、当該請求が妥当と認められるときは、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、同条の規定に従い、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 当社を含む関連企業グループ（オラクル・グループ）の企業倫理規程を適用してコンプライアンスの基本方針を定める。
 - (ii) オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状況をモニタリングする。
 - (iii) 取締役会の事務局を設置し、(a) 必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、(b) 取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役および監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。
 - (iv) 取締役は、他の取締役の法令または定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会および取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関わる重要な会議の議事録、重要な意思決定に係る記録などの文書の管理に関する規程を制定する。当該規程を制定または改定するときは、取締役会および監査役会の承認を得ることとし、当該規程による管理の対象となる文書は、必要なときに検索および閲覧が容易な状態で保管する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規程・ガイドラインの制定、教育等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役会を原則として月に1回開催することに加え、必要などきにおいても臨時に開催できる体制をとる。
 - (ii) 代表取締役の業務執行を補佐し、取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定するための会議を開催する。
 - (iii) 取締役および従業員の責任と権限の範囲を明確にする規程を制定し、その責任と権限の範囲で、業務執行が効率的に行われる体制をとる。
- ⑤ 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (i) オラクル・グループの企業倫理規程を適用してコンプライアンスの基本方針を定める。
 - (ii) オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、従業員の法令違反について通報することができる体制をとる。
 - (iii) 内部統制システムの構築、維持、向上のため、各担当部門が、社内規程等の制定・運用、法令および社内規程等に関する研修を行う。
 - (iv) コンプライアンスについての責任者を任命し、これにより当社のコンプライアンス体制の整備を図る。
 - (v) 社長の直属組織として内部監査部門を設置し、内部監査に関する規程に従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図る。
- ⑥ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) オラクル・グループとしての企業倫理規程を定める。
 - (ii) コンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、法令違反について通報することができる体制をとる。
 - (iii) 当社は、親会社の内部監査部門の定期的な監査を受け入れ、その監査結果について報告を受ける。

(iv) 当社は、当社子会社の内部監査を行い、その結果について取締役会および監査役会に報告する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は置いていないが、監査役の要請により内部監査部門がこれを補助する。

⑧ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の要請により監査役の職務を補助すべき従業員を置く場合、当該従業員の任命、異動、評価等については監査役会の意見を聴取するものとし、取締役はこれを尊重する。

⑨ 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(i) 取締役は、監査役に対して、法令や定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項を速やかに報告する。

(ii) 従業員が前号の事実を知った場合は、監査役に直接報告ができる体制をとる。

(iii) 取締役および従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。監査役は、必要に応じて、取締役および従業員からヒアリングを実施する機会を与えられる。

(iv) オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口への通報状況についての情報を受領した場合、その担当取締役は速やかに報告を行う。

(v) 監査役は、その他経営に関わる重要な会議に出席できる。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (ii) 代表取締役および会計監査人は、それぞれ監査役と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役、会計監査人および監査役の間で相互認識を深める。
- (iii) 監査役会の要請に応じて、監査役が独自に顧問弁護士を雇用し、また必要に応じて専門の弁護士、会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を確保する。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当については、当社の収益状況、事業計画に基づく資金需要、その他経営上必要な内部留保を考慮しつつ、期間収益を株主に対し積極的に還元していくことを当事業年度および今後当面の間における基本方針といたします。剰余金の配当方法については金銭での配当といたします。

自己株式の取得、準備金の額の減少、剰余金のその他の処分については、当社の財務状況等を勘案し、適宜、適切な対応を検討いたします。

なお、当期につきましては、中間配当として1株当たり64円を実施しておりますが、期末配当として1株当たり100円、合計で年間配当金として1株当たり164円とさせていただきます。

貸借対照表

(平成19年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	13,902	1. 買掛金	4,855
2. 受取手形	3	2. 未払金	2,664
3. 売掛金	16,324	3. 未払法人税等	9,105
4. 有価証券	63,264	4. 未払消費税等	1,348
5. 商用品	3	5. 前受金	14,738
6. 前払費用	281	6. 預り金	106
7. 繰延税金資産	1,979	7. 賞与引当金	1,539
8. 未収入金	390	8. 役員賞与引当金	72
9. その他	31	9. その他	409
10. 貸倒引当金	△1	流動負債合計	34,840
流動資産合計	96,180	II 固定負債	
II 固定資産		本社移転費用引当金	535
1. 有形固定資産		固定負債合計	535
(1) 建物附属設備	397	負債合計	35,375
(2) 器具及び備品	625	(純資産の部)	
(3) 建設仮勘定	15,663	I 株主資本	
有形固定資産合計	16,686	1. 資本金	22,214
2. 無形固定資産		2. 資本剰余金	
(1) ソフトウェア	11	(1) 資本準備金	33,652
(2) その他	0	(2) その他資本剰余金	0
無形固定資産合計	11	資本剰余金合計	33,652
3. 投資その他の資産		3. 利益剰余金	
(1) 投資有価証券	521	(1) 利益準備金	3,212
(2) 関係会社株式	29	(2) その他利益剰余金	
(3) 繰延税金資産	564	特別償却準備金	8
(4) 差入保証金	2,813	繰越利益剰余金	22,213
(5) 破産更生債権等	0	利益剰余金合計	25,434
(6) その他	43	4. 自己株式	△9
(7) 貸倒引当金	△9	株主資本合計	81,291
投資その他の資産合計	3,961	II 評価・換算差額等	
固定資産合計	20,659	その他有価証券評価差額金	106
資産合計	116,839	評価・換算差額等合計	106
		III 新株予約権	65
		純資産合計	81,463
		負債・純資産合計	116,839

損 益 計 算 書

(平成18年6月1日から
平成19年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 売 上 高	100,767
II 売 上 原 価	40,228
売 上 総 利 益	60,539
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	23,758
営 業 利 益	36,781
IV 営 業 外 収 益	431
V 営 業 外 費 用	22
経 常 利 益	37,190
VI 特 別 利 益	
1. 前 期 損 益 修 正 益	920
2. 投 資 有 価 証 券 売 却 益	56
特 別 利 益 合 計	977
VII 特 別 損 失	
1. 本 社 移 転 費 用 引 当 金 繰 入 額	535
2. そ の 他	19
特 別 損 失 合 計	554
税 引 前 当 期 純 利 益	37,613
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15,961
法 人 税 等 調 整 額	△482
当 期 純 利 益	22,134

株主資本等変動計算書

(平成18年6月1日から
平成19年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	その 資本剰余金	他 資本剰余金 計	利益準備金	その他 特別償却 準備金	利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
平成18年5月31日 残高	22,144	33,582	-	33,582	3,212	34	19,614	22,861	△1	78,586
当 期 中 の 変 動 額										
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	69	69		69						139
剰 余 金 の 配 当							△19,561	△19,561		△19,561
特別償却準備金の 取 崩 し						△26	26	-		-
当 期 純 利 益							22,134	22,134		22,134
自己株式の取得									△9	△9
自己株式の処分			0	0					0	1
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)										
当期中の変動額合計	69	69	0	69	-	△26	2,598	2,572	△8	2,704
平成19年5月31日 残高	22,214	33,652	0	33,652	3,212	8	22,213	25,434	△9	81,291

	評価・換算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金		
平成18年5月31日 残高	127	-	78,714
当 期 中 の 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			139
剰 余 金 の 配 当			△19,561
特別償却準備金の 取 崩 し			-
当 期 純 利 益			22,134
自己株式の取得			△9
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△20	65	45
当期中の変動額合計	△20	65	2,749
平成19年5月31日 残高	106	65	81,463

個別注記表

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券……………償却原価法
- (3) その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
- 時価のないもの……………株式：移動平均法による原価法
債券：償却原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………月別総平均法に基づく原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
建物付属設備……………定率法
器具及び備品
コンピュータハードウェア…定額法
その他……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物付属設備 8年～15年

器具及び備品

パーソナルコンピュータ 2年

サーバー 3年

その他 5年～8年

- (2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

4. 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

- (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

- (4) 本社移転費用引当金

平成20年（第24期）における新本社ビルへの移転に伴い発生する、賃借ビルの原状回復工事費用を見積もって計上しております。

(追加情報)

この「本社移転費用引当金」は、当期において発生することが確定し、合理的な見積が可能になったことにより計上したものであります。

5. 収益の計上基準

コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、
 進行基準を適用しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

7. 会計処理方法の変更

(減価償却の方法)

当期より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産（コンピュータハードウェアを除く）については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。

なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(ストック・オプション等に関する会計基準)

当期より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号平成18年5月31日）を適用しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ65百万円減少しております。

[貸借対照表注記]

1. 関係会社に対する短期金銭債権	595百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,148百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	4,344百万円

[損益計算書注記]

関係会社との取引

営業取引

売上高

1,644百万円

仕入高

352百万円

その他の営業取引

165百万円

[株主資本等変動計算書注記]

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式(注)	127,016	36	—	127,052
自己株式				
普通株式	0	1	0	1

(注) 発行済株式数の増加36千株は新株予約権行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年8月29日 定時株主総会	普通株式	11,431	90	平成18年5月31日	平成18年8月30日
平成18年12月21日 取締役会	普通株式	8,130	64	平成18年11月30日	平成19年2月9日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成19年7月30日開催の取締役会において、次の議案を決議いたしました。

株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	12,705	利益剰余金	100	平成19年5月31日	平成19年8月30日

3. 新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成11年10月1日	普通株式	261,750 株
平成12年10月1日	普通株式	205,800 株
平成13年10月1日	普通株式	278,600 株
平成14年10月1日	普通株式	253,100 株
平成15年10月1日	普通株式	157,800 株
平成16年1月9日	普通株式	300 株
平成16年10月1日	普通株式	144,300 株
合 計		1,301,650 株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

[税効果会計注記]

繰延税金資産・負債の主な発生原因別内訳

平成19年5月31日現在

(単位：百万円)

(流動の部)		
繰延税金資産		
未払金		194
未払事業税		680
前受金		430
賞与引当金		626
その他		47
繰延税金資産合計		1,979
(固定の部)		
繰延税金資産		
減価償却費超過額		255
投資有価証券		63
本社移転費用引当金		217
その他		106
繰延税金資産合計		643
繰延税金負債		
特別償却準備金		△5
その他有価証券評価差額金		△73
繰延税金負債合計		△78
繰延税金資産の純額		564

[関連当事者との取引に関する注記]

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	オラクル・インターナショナル・コーポレーション	米国カリフォルニア州	-	知的財産 権の保 有・管理	-	兼任 なし	販売代 理店契 約の締 結	ロイヤル ティ料の 支払	30,802	買掛金	4,477

(注) ロイヤルティ料については、オラクル製品の売上高の一定割合によっており、その料率はオラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	640.67円
2. 1株当たり当期純利益	174.24円

[重要な後発事象に関する注記]

平成19年5月24日の取締役会の決議に基づき、平成19年6月1日より、従来、主に日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社を取り扱ってきた買収製品（米国オラクル・コーポレーションが買収した企業の製品）の取引窓口について当社への一元化を進めております。これに伴い、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社から出向社員約250名を受け入れております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年 7月24日

日本オラクル株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太田 恵子 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 一裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本オラクル株式会社の平成18年6月1日から平成19年5月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年6月1日から平成19年5月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類・伝票等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年7月30日

日本オラクル株式会社	監査役会
常勤監査役 所	芳正
社外監査役 中	森真紀子
社外監査役 野	間自子

⑩

⑩

⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 利益準備金減少の件

分配可能額の充実を図るとともに、今後の財務政策上の柔軟性、機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金（以下「準備金」という）の額を減少し、その全額を繰越利益剰余金に振り替えることをお願いするものであります。減少する準備金の額および準備金の額の減少が効力を生ずる日は次のとおりであります。

1. 減少する準備金の額
利益準備金3,212,776,109円のうち2,212,776,109円
2. 準備金の額の減少が効力を生ずる日
平成19年10月2日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由
今後の当社の事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。
2. 変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、日本オラクル株式会社と称し、英文名はORACLE CORPORATION JAPANと表示する。	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. コンピュータ・ソフトウェアの研究、開発、使用許諾、実施許諾、輸出入、販売および賃貸	1. コンピュータ・ソフトウェアの研究、開発、使用許諾、実施許諾、輸出入、販売および賃貸

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. コンピュータ・ソフトウェアを記録する媒体物の制作および販売</p> <p>3. コンピュータ・ハードウェアの製造、輸出入、販売および賃貸</p> <p>4. コンピュータ・ソフトウェアまたはハードウェアに関する技術援助</p> <p>5. コンピュータ・ソフトウェアまたはハードウェアに関する教育、技術指導および研修の実施ならびに自習教材の販売および提供</p> <p>6. 経営コンサルティング業務ならびに情報システムに関するコンサルティングおよびシステム監査（情報システムの点検、評価、助言、勧告等）業務</p> <p>7. 書籍、雑誌等の印刷物の出版および販売</p> <p>8. 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業</p> <p>9. 投資業務 （新設）</p> <p><u>10.</u> 前各号に付帯する一切の業務 ＜以下略＞</p>	<p>2. コンピュータ・ソフトウェアを記録する媒体物の制作および販売</p> <p>3. コンピュータ・ハードウェアの製造、輸出入、販売および賃貸</p> <p>4. コンピュータ・ソフトウェアまたはハードウェアに関する技術援助</p> <p>5. コンピュータ・ソフトウェアまたはハードウェアに関する教育、技術指導および研修の実施ならびに自習教材の販売および提供</p> <p>6. 経営コンサルティング業務ならびに情報システムに関するコンサルティングおよびシステム監査（情報システムの点検、評価、助言、勧告等）業務</p> <p>7. 書籍、雑誌等の印刷物の出版および販売</p> <p>8. 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業</p> <p>9. 投資業務</p> <p><u>10.</u> 労働者派遣事業</p> <p><u>11.</u> 前各号に付帯する一切の業務 ＜以下略＞</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	新宅 正明 (昭和29年9月10日生)	昭和53年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成3年12月 当社入社 第三営業部長 平成5年6月 当社営業企画部長兼第三営業部長 平成6年9月 当社取締役マーケティング本部長 平成8年8月 当社常務取締役製品事業本部ゼネラルマネジャー 平成10年6月 当社常務取締役営業統括本部担当 平成11年6月 当社常務取締役営業統括本部長 平成12年6月 当社常務取締役事業統括本部長 平成12年8月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成13年1月 当社代表取締役社長 最高経営責任者 オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント（現任） 平成16年6月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼パートナービジネス統括本部長 平成17年1月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼パートナービジネス統括本部長兼テクノロジープロダクト統括本部長 平成17年2月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼ビジネスアライアンス本部長兼テクノロジープロダクト統括本部長 平成17年5月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼テクノロジープロダクト統括本部長 平成17年6月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼システム事業統括 最高執行責任者 平成18年6月 当社代表取締役社長 最高経営責任者（現任）	105,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式の数
2	東 裕 二 (昭和30年1月24日生)	<p>昭和54年4月 株式会社不二家入社</p> <p>昭和55年6月 日本エヌ・シー・アール株式会社入社</p> <p>昭和61年8月 株式会社エス・エフ・アイ入社</p> <p>昭和63年6月 日本デジタルイクイップメント株式会社入社</p> <p>平成10年10月 当社入社 コンサルティングサービス本部ERPソリューション部統括マネージャー</p> <p>平成12年8月 当社執行役員コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成13年6月 当社上席執行役員コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成13年9月 当社常務執行役員コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成14年6月 当社専務執行役員技術統括担当兼ソリューションコンサルティング本部長</p> <p>平成14年8月 当社取締役専務執行役員技術統括担当兼ソリューションコンサルティング本部長</p> <p>平成15年3月 当社取締役専務執行役員コンサルティングサービス担当兼コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成16年6月 当社取締役専務執行役員インダストリーセールス&コンサルティングサービス担当兼コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成16年9月 当社取締役専務執行役員アジアパシフィック事業開発室・インダストリーセールス&コンサルティングサービス担当兼コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成17年6月 当社取締役副社長執行役員 インダストリー&アプリケーション事業統括 最高執行責任者兼コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成18年3月 当社取締役副社長執行役員 事業戦略統括最高執行責任者兼インダストリー事業統括最高執行責任者兼コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成18年6月 当社取締役 事業戦略担当兼アプリケーション事業担当 副社長執行役員 コンサルティングサービス統括本部長</p> <p>平成18年11月 当社取締役 事業戦略担当兼アプリケーション事業担当兼コンサルティングサービス担当兼人事担当 副社長執行役員 コンサルティングサービス統括本部長兼人事本部長(現任)</p>	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
3	デレク・エイチ・ウィリアムズ (昭和19年12月30日生)	昭和36年4月 アイ・ティー・アンド・ティー・クリード (UK) 入社 昭和44年4月 パーカー・ベン (UK) データ・プロセッシング・マネジャー 昭和52年10月 システムソルブ (UK) ディレクター 昭和60年12月 ユニソフト (UK) ディレクター 昭和63年10月 オラクル・コーポレーションUK リージョナル・ディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション バイス・プレジデント アジア・パシフィック統括 平成5年7月 同社 シニア・バイス・プレジデント アジア・パシフィック統括 平成12年10月 同社 エグゼクティブ・バイス・プレジデント アジア・パシフィック統括 平成13年8月 当社取締役 (現任) 平成18年6月 オラクル・コーポレーション チェアマン アンド エグゼクティブ・バイス・プレジデント アジア・パシフィック アンド ジャパン (現任)	一株
4	ジョン・エル・ホール (昭和29年10月30日生)	昭和52年1月 インターナショナル・ビジネス・マシーンス・コーポレーション (IBM) 入社 平成4年9月 ユニシス・コーポレーション オープンシステム セールス&マーケティング ディレクター 平成6年10月 オラクル・コーポレーション コーポレート・グローバル・アライアンス・マネジャー 平成8年6月 同社 バイス・プレジデント オラクル・アジア・パシフィック・アライアンス 平成9年3月 同社 マネージング・ディレクター オラクル・タイランド 平成9年9月 同社 シニア・バイス・プレジデント オラクル・ワールドワイド・アライアンス 平成11年4月 同社 シニア・バイス・プレジデント オラクル・ユニバーシティ (現任) 平成15年8月 当社取締役 (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
5	エリック・アール・ボール (昭和39年1月3日生)	昭和63年3月 エイ・ティー・アンド・ティー・コーポレーション 入社 平成6年6月 エイブリー・デニソン・コーポレーション コーポレート・ファイナンス マネジャー 平成9年6月 エイブリー・デニソン・ファスナー・ディビジョン (UK) ファイナンス ディレクター 平成11年11月 シスコ・システムズ・インク コーポレート・ ファイナンス ディレクター アシスタント・ トレジャラー 平成13年5月 フレクストロニクス・インターナショナル・ リミテッド アシスタント・トレジャラー 平成17年5月 オラクル・コーポレーション バイス・プレ ジデント トレジャラー (現任) 平成18年8月 当社取締役 (現任)	一株
6	グレゴリー・アール・ デイヴィス (昭和29年8月11日生)	昭和47年1月 クーパーズアンドライブランド オーストラ リア入社 平成63年10月 オラクル・コーポレーション・オーストラ リア・ピーティワイ・リミテッド ファイナン スマネジャー 平成元年6月 同社 ファイナンスディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション アジアパシ フィック ファイナンスディレクター 平成8年6月 同社 アジアパシフィック バイス・プレジデ ント ファイナンス 平成13年6月 同社 アジア・パシフィック アンド ジャパ ン バイス・プレジデント ファイナンス (現任)	一株
7	寺澤正雄 (昭和15年8月28日生)	昭和39年4月 横河・ヒューレット・パッカード株式会社 (現 日本ヒューレット・パッカード株式会社) 入 社 昭和63年1月 同社取締役 平成6年1月 同社常務取締役 平成9年1月 同社代表取締役専務 平成10年11月 同社代表取締役社長 平成14年11月 同社代表取締役会長 平成16年8月 同社代表取締役会長退任 平成17年6月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会 社 取締役 (現任) 平成17年9月 当社顧問 (現任)	一株

- (注) 1. デレク・エイチ・ウィリアムズ氏は米国オラクル・コーポレーションのエグゼクティブ・バイス・プレジデントを、ジョン・エル・ホール氏は同社シニア・バイス・プレジデントを、エリック・アール・ボール氏は同社バイス・プレジデントを兼務しており、当社は同社を中心とする企業集団に属しております。当社と同社との関係につきましては「提供書面」の12頁「1. 会社の現況に関する事項 (10) 重要な親会社および子会社の状況 ①親会社との関係」をご参照ください。
2. グレゴリー・アール・デイヴィス氏は、オラクル・コーポレーション・オーストラリア・ピーティワイ・リミテッドに勤務し、米国オラクル・コーポレーションのアジア・パシフィック アンド ジャパン ファイナンス バイス・プレジデントを兼務しております。オラクル・コーポレーション・オーストラリア・ピーティワイ・リミテッドは、当社と同じく米国オラクル・コーポレーションを中心とする企業集団に属しております。
3. 寺澤正雄氏は、日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社の社外取締役を兼務しております。同社は、当社のパートナー企業であります。
4. 上記1. 乃至3. を除き、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホール、エリック・アール・ボール、グレゴリー・アール・デイヴィスならびに寺澤正雄の各氏は社外取締役候補者であります。
6. デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホール、エリック・アール・ボールならびにグレゴリー・アール・デイヴィスの各氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の提供する製品・サービスに精通した立場から、当社の経営に対する有用な助言をいただくと同時に、当社の要望を米国オラクル・コーポレーションへ提言いただくためであります。
7. 寺澤正雄氏を社外取締役候補者とした理由は、日本ヒューレット・パッカード株式会社ならびに日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社での豊富な経験と知識に基づき、当社の経営に対する有用な助言をいただくためであります。
8. デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホールならびにエリック・アール・ボールの各氏は現に当社の社外取締役であり、各氏が社外取締役に就任してからの年数は以下のとおりであります。
- ① デレク・エイチ・ウィリアムズ氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- ② ジョン・エル・ホール氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- ③ エリック・アール・ボール氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって1年となります。
9. デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホールならびにエリック・アール・ボールの各氏との間には、それぞれ会社法第427条第1項の契約を締結しております。同契約は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の賠償責任の限度額を、2,000万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とするものであります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で従前と同内容の契約を締結する予定であります。また、グレゴリー・アール・デイヴィス氏ならびに寺澤正雄氏の新任が承認された場合も、当社は各氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役中森真紀子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
中森真紀子 (昭和38年8月18日生)	昭和62年4月 日本電信電話株式会社入社 平成3年10月 朝日監査法人入所 平成8年4月 公認会計士登録 平成9年7月 中森公認会計士事務所開業(現任) 平成12年8月 当社監査役(現任)	一株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 上記候補者を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を保有していることから、会計、税務の専門家として、主に会計監査および取締役の業務執行の監査を行っていただくためであります。
4. 上記候補者が社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由は、公認会計士としての専門的見地を有することならびに過去7年間当社の社外監査役としての職務を滞りなく遂行されてきたことを、総合的に勘案したためであります。
5. 上記候補者の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
6. 上記候補者との間には、会社法第427条第1項の契約を締結しております。同契約は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の賠償責任の限度額を、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とするものであります。上記候補者の再任が承認された場合、当社は同候補者との間で従前と同内容の契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであり、高岡由美子氏は監査役所 芳正氏の補欠としての候補者、今村 誠氏は社外監査役野間自子氏および第4号議案が原案どおり承認可決された場合の同中森真紀子氏の補欠としての社外監査役候補者であります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。また、本決議の効力は、次期定時株主総会が開催される時までとします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	高岡 由美子 (昭和34年4月28日生)	昭和59年4月 日本電子計算株式会社入社 昭和61年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成3年10月 当社入社 パートナー第3営業部 平成9年4月 当社マーケティング本部企画推進部マネジャー 平成10年6月 当社営業統括本部事業企画部統括マネジャー 平成11年6月 当社人事教育本部採用開発部統括マネジャー 平成12年6月 当社人事教育本部人事企画部シニアディレクター 平成13年10月 当社管理本部ライセンスマネジメントサービス部シニアディレクター 平成14年6月 当社監査室長 平成16年6月 当社経営監査室長(現任)	500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式の数
2	今 村 誠 (昭和36年12月13日生)	昭和63年4月 弁護士登録 森綜合法律事務所（現森・濱田松 本法律事務所）入所 平成8年1月 同事務所パートナー 平成10年12月 三宅坂綜合法律事務所パートナー （現任）	一株

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 今村 誠氏は、社外監査役の要件を満たしております。
3. 今村 誠氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた法律知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただけると判断したためであります。
4. 今村 誠氏を社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由は、弁護士として企業法務に精通しており、会社経営を統治する十分な見識を有しておられるためであります。
5. 今村 誠氏の社外監査役候補者としての選任が承認され、その後実際に監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の契約を締結する予定であります。同契約は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の賠償責任の限度額を、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする予定であります。

第6号議案 従業員に新株予約権を割り当てる件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社従業員を対象とするストックオプションとして新株予約権を割り当てることおよび募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権割当の対象者

当社従業員

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 315,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が割当日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、合併または会社分割等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

平成21年10月15日から平成29年8月29日まで

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数

は、これを切り上げるものとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

3. 新株予約権の数

3,150個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、2.(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする。

5. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を実施するため。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権行使時においても当社の従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

- ① 新株予約権の割当日から2年経過した日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 新株予約権の割当日から4年経過した日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

7. 新株予約権の取得事由

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. その他

その他の新株予約権の募集事項および細目については、本総会決議および今後の取締役会の決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。

以 上

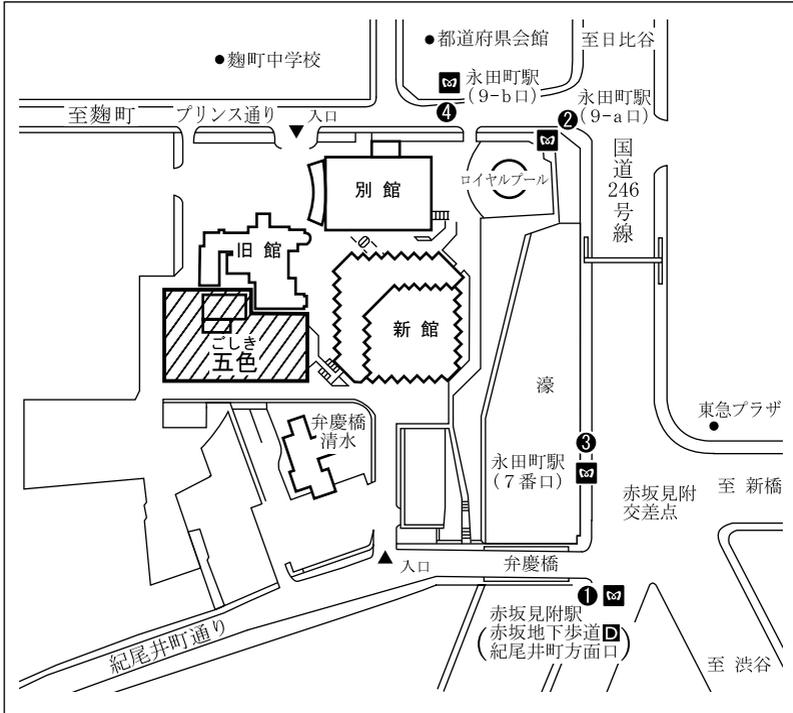
メ モ

メ モ

メ モ

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都千代田区紀尾井町1番2号
グランドプリンスホテル赤坂 (旧 赤坂プリ
ンスホテル) 五色2階 五色の間
電話 (03) 3234-1111



(交通のご案内)

- 地下鉄／①銀座線・丸ノ内線赤坂見附駅 (赤坂地下歩道 **D** 紀尾井町方面口) から徒歩1分。
②南北線永田町駅 (9-a口) 隣接。
③半蔵門線永田町駅 (7番口) から徒歩2分。
④有楽町線永田町駅 (9-b口) から徒歩1分。

お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。